

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

5. 消費課税

（1）消費税

消費税のあり方については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」（平成 22 年 12 月 6 日）で指摘された以下の基本的な考え方などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行ってまいります。あわせて、消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化にも着手していきます。

『社会保障の財源は、税制全体で「所得・消費・資産」のバランスのとれた改革を行う中で確保していく。社会保障全体の財源は税制全体で確保していくが、その中でも「国民全体で広く薄く負担する」「安定した税収」という特徴を有する消費税は非常に重要である。「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。』

『社会保障の安定・強化を目的に消費税の引き上げを提起する場合には、国民の理解と納得を得るためにも、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上も、会計上も明確にする。その際の「社会保障」とする給付費の範囲は、まずは高齢者 3 経費を基本としつつ、現役世代のセーフティネットの安定・強化についてどこまで対象とすることが適當か、検討を行っていく。将来的には「社会保障」全体について安定財源を確保することにより、制度の一層の安定・強化につなげていく。また消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお「逆進性対策」が必要となった場合には、制度が複雑となり、また政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡素で、透明性の高い「還付制度」を優先的に検討する。』

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定〕

第 3 章 平成 23 年度税制改正

5. 消費課税

（3）その他

〔国税〕

① 消費税の事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次の見直しを行います。

イ 個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が 1 千万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しないこととします。

(イ) 個人事業者のその年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間の課税売上高

(ロ) 法人のその事業年度の前事業年度（7 月以下のものを除く。）開始の日から 6 月間の課税売上高

(ハ) 法人のその事業年度の前事業年度が 7 月以下の場合で、その事業年度の前 1 年内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から 6 月間の課税売上高（当該前々事業年度が 5 月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高）

ロ イの適用に当たっては、事業者は、イの課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとします。

ハ イに該当することとなった場合にはその旨の届出書を提出することとする等の所要の措置を講じます。

（注）上記の改正は、上記のその年又はその事業年度が平成 24 年 10 月 1 日以後に開始するものについて適用します。

② 課税売上割合が 95% 以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が 5 億円（その課税期間が 1 年に満たない場合には年換算）以下の事業者に限り適用することとします。

（注）上記の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用します。

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定

第 3 章 平成 23 年度税制改正

9. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

- (6) 郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成 21 年 10 月 20 日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行います。